

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	令和元年度第1回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	令和元年6月20日(木) 午後2時から午後3時20分	場 所	女性センター 講習室
出 席 者	委 員 ■:出席 □:欠席	第1号委員 (学識経験者)	<input checked="" type="checkbox"/> 有賀 やよい委員(会長) <input type="checkbox"/> 太田 智之委員
		第2号委員 (市民)	<input checked="" type="checkbox"/> 浅田 武之委員 <input checked="" type="checkbox"/> 藤井 千賀委員 <input checked="" type="checkbox"/> 須田 利夫委員
		第3号委員 (各種団体の 代表者)	<input checked="" type="checkbox"/> 秋田 耕司委員(副会長) <input type="checkbox"/> 福井 康裕委員 <input type="checkbox"/> 木下 澄子委員 <input checked="" type="checkbox"/> 松本 也寿子委員
		第4号委員 (公募に応じ た市民)	<input checked="" type="checkbox"/> 福本 桂子委員
	庶 務 (事 務 局)	金森市民部長、吉岡課長、松井所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	1. 開 会 2. 市民部長挨拶 3. 委員紹介 4. 会長、副会長の選任について 5. 会長挨拶 6. 議 事 (1) 木津川市男女共同参画審議会について (2) 平成30年度及び令和元年度男女共同参画推進事業について (3) その他 7. 閉 会		

会議結果
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

2. 市民部長挨拶

市民部長より、第1回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 委員紹介

各委員より、自己紹介があった。

資格審査について、事務局より報告した。

4. 会長、副会長の選任について

木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定に基づき委員の互選により次のとおり会長及び副会長を定め、就任挨拶があった。

会 長	有賀 やよい
副会長	秋田 耕司

5. 会長挨拶

配付資料について、事務局より確認した。

6. 議事

(1) 木津川市男女共同参画審議会について

(配布資料 資料2)

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 平成30年度及び令和元年度木津川市男女共同参画推進事業について

(配布資料 資料3、4)

事務局より、資料を基に説明した。

(3) その他

7. 閉会

会議経過
要 旨

1. 開会

会議結果要旨のとおり。

2. 市民部長挨拶

市民部長より挨拶があった。

【市民部長挨拶要旨】

みなさん、こんにちは。市民部長の金森でございます。

委員の皆様方には、木津川市男女共同参画推進条例第20条の規定に基づき、審議会の委員にご就任或いはご留任をお願いいたしましたところ、ご快諾を賜りましたこと、お礼を申し上げる次第でございます。

平成26年度に策定しました「木津川市男女共同参画計画後期計画」が令和2年度に計画期間を終了する予定となっております。令和3年度からの「第2次木津川市男女共同参画計画」の策定に向けて、今年度は市民意識アンケート調査を、来年度は計画策定作業に着手してまいりたいと考えているところでございます。

男性も女性も共に輝き、その能力を発揮できる社会の実現に向けまして、委員の皆様方には、より一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

3. 委員紹介

会議結果要旨のとおり。

資格審査についての報告をした。

【資格審査報告要旨】

本日の出席者は7名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているので、本会議は成立することを報告する。

4. 会長、副会長の選任について

事務局： 会長及び副会長の選任について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定により、委員の皆様の互選により行います。

委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

互選の結果、会長は有賀委員、副会長は秋田委員に決定しました。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 会長挨拶

有賀会長： 木津川市では、仕事や生活、又、地域活動と色々な場で男女共に参加していく風土が、随分出来てきたと思います。議員の数を伺うと、今度の4月の選挙で増えてきているとのこと。やはり良い面というのは着実に進んできており、女性の管理職につきましても、従来からこの世話役をしていただいていた方が、課長や部長になっていかれるという状況の中で、市役所の中でも男女共同参画という考え方も進みつつあると思います。

私は女性の専門相談も担当させていただいていますが、DVや児童虐待など、男女共同参画の思いと真っ向から反対するような事象も増えています。昨今、日本中で起きているような事件がなくなるよう、地域の中で早く見つけ出されるよう目を配り、子どもの数が増えてきているという良い面もあるが、辛い思いをしても声を出せない人を是非救い上げられるような市民調査であってほしいと思います。今まで私も携わってきていますが、「男女」という言い方についても「LGBT」というように、どちらかに線引きされること自体が排除なんだという声も日本だけでなく世界中で上がってきているということもあり、より幅広い視野と多様な人に寄り添う心を持った行動計画を一緒に考えていきたいと思っております。

【議長選出】

事務局： 議長選出について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に「会長は、会務を総括し、審議会を代表する。」とあるので、以下の議事進行について、有賀会長よろしくお願ひします。

6. 議 事

(1) 木津川市男女共同参画審議会について

(資料2)

事務局より木津川市男女共同参画審議会について、資料を基に説明した。

事務局： 資料2より、平成19年に制定した「木津川市男女共同参画推進条例」に基づいて、「木津川市男女共同参画審議会」を設置しています。審議会は幅広い観点からの意見を市の施策に反映させるために設置された市長の諮問機関です。

1. 職務について、①「市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること、男女共同参画の推進に関する事項について意見を述べること」ですが、配布の木津川市男女共同参画推進条例の男女共同参画審議会第20条第1項と2項で規定されています。②「男女共同参画基本計画の策定又は見直

しに当たって意見を述べること」について、現在の計画が令和2年度で終了し、第2次木津川市男女共同参画計画については、今年度に市民意識調査、来年度に計画策定という2年間の予定で準備を進めています。条例第9条第2項、同条第4項で定められています。③「市の男女共同参画の推進に関する施策等について苦情等の申出に関する意見を述べること」は条例第19条第2項により定められており、市が実施する男女共同参画施策、又は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情が対象となっている。木津川市では苦情処理については1件もありませんでした。

2. 組織についてですが、審議会は学識経験者、各種団体の代表者、市民など、その他市長が適当と認める者10人以内で構成されており、男女双方の意見を反映させるため、委員の構成は一方の性が4割未満にならないように、また広く市民の意見を反映するために委員の一部を公募しています。

3の任期については2年間となり、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの任期でございます。

4の会長及び副会長は、委員の互選によって決定します。

5の会議については、会議は会長が招集し、原則公開とします。

6の庶務については、審議会の庶務は市民部人権推進課において処理します。

資料2についての説明は以上です。

(意見、質疑なし)

議長： なければ、次の議題に進みます。

(2) 平成30年度及び令和元年度男女共同参画推進事業について

(資料3、4)

事務局より平成30年度及び令和元年度男女共同参画推進事業について、資料を基に説明した。

事務局： 資料3の平成30年度木津川市男女共同参画推進事業概要について説明。

1. 男女共同参画週間事業について、毎年6月23日から29日が啓発期間となり、広報誌6月号へ「男女共同参画週間」の記事を掲載、女性センターにて男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配架、街頭啓発活動と男女共同参画DVD上映会&おしゃべり会については、去年は台風接近のため中止とした。

2. デートDV防止啓発事業については、DV研修会として2月27日に木津川市立泉川中学校にて、講師に竹之下雅代先生をお呼びして、教職員等24名の参加で研修会を実施した。

3. 「配偶者等に対する暴力をなくす運動」について、毎年11月12日から25日とその前後が啓発期間となり、広報誌11月号へ「DV防止啓発」の記事を掲載、DV防止啓発パネル展示、11月14日にアルプラザ木津店において街頭啓発を実施し、男女共同参画審議会委員、人権擁護委員、木津署の生活安全課8人に協力いただき、啓発物品を配布して啓発活動を実施した。

4. 木津川市キラリさわやかフェスタ（男女共同参画フェスタ）について、昨年12月9日の日曜日に加茂文化センターにおいて、講演会「おばちゃん目線で見ると社会の問題～みんなハッピーに暮らすには～」と題し、講師に谷口真由美先生をお招きした。他に参画団体等の催し、男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配架を行い、679人の参加者があった。

5. 男女共同参画講演会については、毎年秋に市職員の研修を兼ねて木津川市役所にて実施している。昨年は11月20日に、「自分の問題は社会の問題～これからの私たちに必要な視点～」と題し、講師に浜野令子氏をお招きし、市職員と一般市民から71人の参加者があった。

6. 男女共同参画講座について、「親子クッキング～ハワイのロコモコ丼とデザート作り～」は、子どもが参加できるように夏休みの7月21日に実施し9組20名の参加があり、うち1組は父と子での参加であった。「男の料理教室～巻き寿司とおすまし～」は2月16日の日曜日に実施し、14人の参加があり、とても好評で年に2～3回実施してほしいという声もあった。「女性の法律講座」は3月6日に実施した。弁護士は京都第一法律事務所の糸瀬美保弁護士にお越しいただき、11人の参加があった。

7. 相談事業について、女性相談事業として毎週金曜日の午後1時から3時と相談日を設けているが、相談日以外の日であっても相談員が対応できる時は相談を受けている。昨年度の相談件数は107件あり、うちDV・ストーカー29件、離婚等9件、他に家族関係や職場の悩み、こころの不安など、様々な相談に対応している。相談件数については、年々件数が増加している。特にDV・ストーカーが多く、この29件というのは全体で27.1%の割合となる。城山台、州見台や梅美台では、若い層の転入が多いのが要因かと思われるが、とてもDVが多く、DVは子どもの虐待も含むケースが多い為、市役所子ども宝課や学校教育課等、又、京都府の家庭支援センターや南部支援センター等と連携をしながら対応している。専門相談（カウンセリング）は、有賀会長にこころのケアが必要な女性のカウンセリングにご尽力いただいている。

8の男女共同参画推進に関する会議として、木津川市男女共同参画審議会や木津川市男女共同参画推進会議がある。

9の男女共同参画に関する調査・研究・周知・啓発について、木津川市男女共同参画推進状況調査、男女共同参画に関する苦情処理、情報提供・広報啓発・学習機会の提供などを行っている。資料3についての説明は以上です。

次に、資料4の令和元年度木津川市男女共同参画推進事業概要について説明。

昨年、平成30年度とほぼ同じ内容となるが、現在実施を予定している事業について説明します。

1. 男女共同参画週間事業について、広報きづがわ6月号への掲載、男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配架、街頭啓発活動の実施として、6月27日にアルプラザ木津店で予定している。男女共同参画DVD上映会&おしゃべり会を7月5日に予定している。

4. 木津川市キラリさわやかフェスタ（男女共同参画フェスタ）を12月8日に予定している。講演会講師については現在調整中。

6. 男女共同参画講座については、「親子クッキング～みんなで楽しく作ろう～」を7月20日に予定し、広報7月号に掲載して募集をする予定をしている。

資料4についての説明は以上です。

なお、主な意見、質疑は次のとおり

議長： 8の男女共同参画推進に関する会議がわかりにくいように思う。男女共同参画審議会は市民や団体から選ばれた方で、推進会議は市役所の中で作られているのか。

事務局： そうです。推進会議は男女共同参画計画の策定や施策についてなど、何か課題のある際に開く会議となっており、日常的には開く会議ではないです。もう何年も開いていません。

議長： 何か課題がない限り開かれることはなく、メインは男女共同参画審議会ということですね。

委員： 12月8日にキラリさわやかフェスタの開催が決まっているということですが、講演会の講師選びは慎重に決める必要があると思います。

事務局： キラリさわやかフェスタにつきましては、合併前の旧町の時代から男女共同参画事業としてイベントをしていた。合併してからキラリさわやかフェスタと人権文化のつどいを2本立てで開催した時期がありましたが、どちらのイベントにも同じようなメンバーが集まるということもあり、今は同じ日に同時開催という位置付けで行っている。2つのイベントが合体することにより予算も増えて著名人も呼べる。以前に尾木ママを講師に呼んだ時には予

算が足りないぐらいであったが、消防法的に問題だと言われるぐらいに立ち見が出てしまったというのが現状としてあります。講師の選定については、人権文化のつどいもキラリさわやかフェスタも会議を設けているが、一週間単位で講師料が上下することもあり、みなさんのご意見を聞きながらというのは時間的に追いつかないため人権推進課に任せていただいている。このような方に来ていただきたいというご意見はお聞きできるが、ピンポイントでの希望は予算の関係上難しいということをご理解いただきたい。昨年は男女共同参画的な講演内容であったが、2つの事業を同時に行っているため、男女共同参画の内容ばかりというわけにはいかないので、年によって変わるということもご理解いただきたい。

議長： 今のお話を聞き講師の選定についてどうですか。

委員： 予算のこともあるということですね。わかりました。

議長： こんな方のお話を聞きたいとご意見があれば、今年度は間に合わないかもしれないが、次年度には、その意見も参考に決めていただけるかと思う。

委員： 7の相談事業について、女性相談のDVやストーカー、離婚問題は難しい問題だが、弁護士さんが相談を受けておられるのか。

事務局： 弁護士さんの常駐や派遣はなく、法律的な対処が必要なことについては、女性弁護士による無料の法律相談にご相談いただくよう案内をしている。

議長： 女性センターの相談員さんが研修などを受けて、知識や対応力を見につけ、相談内容に適した対応をされている。弁護士に相談した方がよい場合、女性の医師であったりと、専門的な知識がより豊富な方を紹介したり連携したりするというような形で多数の相談に対応されている。

事務局： 相談を受けているのは女性センターの相談員です。その中で専門的な法律相談や様々なカウンセリング。内容に応じてそれぞれの紹介、専門部署への紹介などを女性センターで行っています。

委員： 女性相談というのは、ここでされておられるのか。いつも来させていただいているが注意不足で気付かずにすみません。

事務局： 原則はここでやっていますが、市役所からの呼び出しで市役所に行くこともあります。

事務局： 市役所全体でいえば女性相談に限らず、子どもの虐待や育児放棄による相談にはこども宝課が対応し、相談者の内容を聞き、それぞれの担当課で相談を受けている。ただ、どこの課にも属さないような内容もあり、その場合は連携しながら対応している。こちらの女性センターは月曜が休館となっているので、月曜日に市役所に来られる方もおられるが、女性センター職員は専門知識があるので、こちらに来ていただいた方がスムーズに対応できます。

議長： 男性相談はないのかと男女共同参画の中で時々声が上がるが、例えば「訴えられた」「責められている」というような男性の声もあるのか。その場合はどのように対応しているのか。

事務局： 男性相談については、京都府の南部支援センターを案内している。

議長： 京都府の南部支援センターは、男性の相談員もおられるのか。

事務局： 相談員はみな女性ですが、実際に男性相談を受けておられる機関です。

議長： 最近では、DVは女性被害者ばかりでなく、1割ぐらいの男性が被害者だということもあり、時代も色々と変わりつつある。

委員： 南部支援センターはどちらにありますか。

事務局： 宇治にあります。南部支援センター以外には、京都府家庭支援センターもありますが、場所が京都市内とここから遠いので、宇治の南部支援センターをご案内している。

議長： 今年度の男女共同参画講座については、まだ具体的に決まっていないのですね。

事務局： 親子クッキングは7月に実施を予定しているが、男の料理教室は例年1月か2月に実施し、女性の法律講座は例年2月か3月に実施している。どちらも冬場に実施していることが多く、まだこれから話を詰めていくところです。

議長： 例年パソコン教室をされているが、男女共同参画講座にはならないのか。

事務局： パソコン講座は女性センター事業として実施しています。他に、女性の就業やパソコン、今はエアロビクスを実施している。またご興味のある方はご参加いただけたらと思います。

議長： こちらでされている自主サークルに所属の委員がおられますが、男性の方も結構おられるのか。

委員： そうです。英会話サークルは、現在は男性3人と女性2人です。

議長： そうですか。男性が多いのはどのような講座や自主サークルですか。

事務局： パソコンやマジックは男性もおられますが、料理や手芸は女性ばかりです。

議長： 料理や手芸は女性ばかりと決まっているわけではないですね。

事務局： 女性だけというわけではないと思うが、体操系は女性に限定されているのかなと思います。

議長： 市役所から年度初めに配布される冊子に載っているのですね。

事務局： 広報ですか。

議長： 広報ではなく、社会教育関係など色々載っているものです。

事務局： その冊子には、女性センターの事業については載っていないが、広報に女性センターニュースとして情報を毎月掲載しており、例年7月号か8月号でサークル紹介をしている。

議長： 広報に男女共同参画のニュースや案内が掲載されているということですね。

委員： 男女共同参画週間というものがあることを知りませんでした。男女共同参画啓発パネル展示というのは、どちらに設置されているのか。

事務局： 女性センター1階ロビーに啓発ポスターなどを貼っています。

委員： 何か事あるごとに色々な所で展示をして啓発するのも良いのではないかと思う。パンフレットの配架というのもここだけですか。

事務局： 他市町村からも週間関係のパンフレットやチラシも送られてきますので、全て1階ロビーに配架しております。

議長： 市役所の人権推進課に行くことがありますか。

事務局： 人権推進課にも色々なパンフレットをカウンターに置いていません。以前は市役所内にポスターを貼っていたが、貼ってはいけないと注意された。この時期が男女共同参画週間だと知っていただけよう、市役所の入口にポスターだけでも貼ることができれば良いとは思いますが、実際には貼る場所がなくてなかなか周知できない。広報誌への掲載はしているが、もっと啓発していけるような工夫が必要かと思うので、ご意見いただいたことも踏まえて考えていきたいと思う。

委員： 6月27日の街頭啓発の時にも置いてあるのかと思いましたが、違うんですね。

議長： 街頭啓発は軒先をお借りしているので物品を配るだけになります。たすきを付けてティッシュ等を啓発物品として配布していますので、良ければご参加をお願いします。

他に、質疑なし

議長： その他について事務局から何かありますか。

事務局： 事務局からはございません。

議長： 事務局からは何もないようなので、女性の船に所属の委員がおられますので、「女性の船」について教えていただけますか。

委員： 「京都府女性の船」は大体4月の後半から5月にかけて、京都府内の女性ばかり100人が募集されます。舞鶴から船に乗って10人1グループで10グループ作り、それぞれ問題意識を持った方のグループの中で船に乗っている間、色んな討論や勉強会をしながら北海道に行きます。そして北海道で活動しておられる女性の方と交流を持って京都へ戻って来るといいます。事前研修と終わってからの研修を受けて、自分達の中でやりたいことをどうやって具体化していくか、1人ではできなくても仲間がいると出来ることもあるということ。京都の北から南までとても長くても広いので、地域によって差があり、色々なことを学びあえると

	<p>いう中に女性の船というのがあります。限られた時間や空間で、北部の人と南部の人と交流しあって、ずっと長くお付き合いしている方がいっぱいいると思う。</p> <p>議長： 女性の会からではなく、個人参加ですか。</p> <p>委員： 女性の会から行かれても個人参加で行かれても良いと思います。是非行ってみてください。船酔いされる方もおられるが、同じ女性として悩みなども分かち合うことができ楽しいです。また来年度もあると思います。</p> <p>議長： 京都府の男女共同参画が募集しているのですか。</p> <p>委員： そうです。お時間をいただきありがとうございました。</p> <p>議長： 男女共同参画週間は、国で男女共同参画基本法ができてからと割と新しいのですね。婦人週間が男女共同参画週間と呼び方が変わったのですか。6月に男女共同参画基本法が施行されて、それを記念して「週間」というものを作ったと読んだことがあります。</p> <p>事務局： 次回は10月頃を予定しています。議題の内容によって開催回数 は変わるが、例年3回程度開催しています。</p> <p>議長： 他にないようですので、これで議事を終わります。委員の皆様 どうもありがとうございました。</p> <p>7. 閉 会</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>特になし。</p>